

# 貨幣の資本への転化(下)

梅 垣 邦 胤

この拙い一稿をご霊前にささげ、改めて北村元一前学長に哀悼の意を表したい。

## 第二章 日常的表象の理論化と転化論

本章では、宇野弘蔵氏、大島雄一氏の所説とは区別された視点から、転化論を内容づけた、見田石介、尾崎芳治氏らの研究をふりかえってみたい。その立入った内容については、後に触れることとなるが、見田、尾崎氏らの研究が前章でとりあげた所説と最も異っているところは、宇野、大島氏等にあっては、転化論が、ほとんどもっぱら、商品・貨幣論の裡に、 $G-W-G'$ の必然性の契機を見出すことにおかれ、いわば、時系列上の先後関係におかれていたのに対し、商品・貨幣と資本の同一次元性、同一対象（資本制）の重層的二契機という視点を保持していることである。以下、内容に入ってゆこう。

### I 見田石介氏らの所説

見田氏の転化論を検討することが、ここでの課題であるが、氏の特徴は、直接に転化論に限られず、『資本論』そのものに対する「方法論」の枠組みが事前に与えられており、その氏の方法が、転化論において具

体的に実証されているというところにある。したがって本節においても、前もって氏の方法論に目を向けるところからはじめたい。

氏は、「論理＝歴史説とマルクスの方法<sup>(1)</sup>」において、今までの『資本論』研究史を概括し、その内容における特徴あるいは克服すべき所として、次の二点をあげている。その第一は、『資本論』における抽象から具体へ、あるいは本質から現象へという上向過程を、あたかも、歴史的過程を同時に示すものと捉えるものである。「論理と歴史の本質的な一致が、経済学の科学的な方法の特色であり、マルクスの方法の特色である、というのは、こんにちひろくマルクス主義経済学のあいだに受けいられている意見である。」<sup>(2)</sup>論理過程＝歴史過程という等式、それが第一の特徴である。第二の点は、同じく論理過程を歴史的転化過程の反映とするところでは、共に第一の特徴の枠内に位置するのであるが、その内部において、一つには、『資本論』はこの点で不徹底であり、「再構成する必要がある」<sup>(3)</sup>とする説、また一つには、『資本論』そのものが、このように論理の歩みと歴史の歩みが一致するものとして書かれているという説、この二つの説に分かれているという点である。論理＝歴史という等号関係を引くという点では一致しつつ、『資本論』を論理＝歴史という規準によって再構成するもの、『資本論』そのものに、論理＝歴史を読みとるもの、この両者の並置、これが第二の特徴である。

ここには、丁度、前章で、商品・貨幣経済からの資本範式形成論としてとりあげた、宇野、大島両氏の所説を十全に特徴づけるような評価が与えられており、その限りで本稿の視点と重なりあってくるのであるが、ともかく、このような研究史評価の上に打ちだされている見田氏自身の方法論に入ろう。

氏は、上の論理＝歴史説につき、このように捉えれば、論理的範疇の序列は、歴史的発展という具体的現実とその根拠がおかれるのであるか

(1) 『見田石介著作集・第三巻』（大月書店、1976年）所収。

(2) 同上、50頁。

(3) 同上、50頁。

ら、丁度、先行する歴史的範疇の内部から、継起する新しい歴史的範疇がうみだされるように、先験的に一つの「発生史」的必然性という関連づけが与えられるように見える、とし、これに対し、一方では客観的実在、他方ではそれを把握する思惟、この区別を入れ、論理＝歴史説は、客観的実在、それを把握する思惟の独自の作用としての「分析・総合」という方法論的契機を欠落させている点で、不十分さをもっている、という。「抽象的なカテゴリーから具体的なカテゴリーの歩みは、カテゴリーのもつ固有の上昇力や復元力やによって先験的になされるのではなく、具体的なカテゴリーに照応する表象は、理論的方法すなわち叙述の過程においても、つねにそこに与えられていて、それが分析されて、概念に変えられるのである。」<sup>(4)</sup>ところが先の把え方は「思惟は分析も総合もしないで直接に具体的カテゴリーがえられるもののように考えている。ここに論理＝歴史説の第一のあやまりがある。」<sup>(5)</sup>

具体的カテゴリーにつき、その「発生史」ではなく、その「表象」を即自的に前提し、思惟－分析により、表象が概念に転換されるという側面——見田氏は、そこに『資本論』に秘む「分析的方法」の核心を見出したのである。

「分析的方法とヘーゲルおよびマルクスの弁証法的方法」<sup>(6)</sup>においては、この分析的方法を、弁証法的方法とのかかわりで、位置づけ直し、分析的方法は、たしかに事実そのもの、およびその分析という点で有効ではあるが、一つには事物の「歴史性」<sup>(7)</sup>（これだけでは分りにくいですが、対象の生成・存立・消滅の必然性の意か）また一つには、事物と事物の「連関」<sup>(8)</sup>および「統一性」<sup>(9)</sup>をとらえないという限界をもっており、この方

(4) 同上、54－55頁。

(5) 同上、63－64頁。

(6) 『著作集・第一巻』所収。

(7) 同上、230頁。

(8) 同上、230頁。

(9) 同上、231頁。

法は、弁証法的方法との関連では、その「不可欠の基礎であり」<sup>(10)</sup>、より具体的には、肯定的理解のうちにその否定的契機を見出す弁証法における、肯定的側面を対象とした方法である、としている。「分析的分法が与えられた事物から事物の恒常的な関係としての法則をさぐり出すのは、こうした事物の肯定的な理解の一部をなしているのである。」<sup>(11)</sup>

このような方法論は、氏の転化論の把握の仕方に貫かれている。『資本論の方法』<sup>(12)</sup>では、宇野氏における、世界貨幣→商人資本→金貸資本→産業資本というシェーマ、大島氏等の単純商品生産→(価値法則にもとづく両極分解)→資本制生産というシェーマにつき、そのどちらもが、商品生産内部の自己発展によって資本制生産をうみ出す考え方であると、転化論について次のように言う。

第一に、転化論は、なんら商品・貨幣から「発生」してきたものではなく、そこにおける資本は、即自的に前提されているものである。商品・貨幣とは別個に、資本は客観的対象として存在しており、それが、商品・貨幣に続いて、理論の世界に登場したものである。資本は、「単純商品生産一般にいわば外から資本制の商品生産の独自の形態規定を加えることで得られたものである。」<sup>(13)</sup>

第二に、転化論が、商品・貨幣分析に接続しているのは、換言すれば、商品→貨幣→資本という序列になっているのは、前二者が資本の「必然的な前提」<sup>(14)</sup>となっているが故であり、「単純な商品や貨幣と資本との客観的な関係によって規定されたことである。」<sup>(15)</sup>

第三に、資本が資本である必須の条件は、「賃労働が存在すること」<sup>(16)</sup>で

(10) 同上、246頁。

(11) 同上、247頁。

(12) 『資本論の方法』(弘文堂、1963年)

(13) 同上、94頁。

(14) 同上、95頁。

(15) 同上、95頁。

(16) 同上、96頁。傍点引用者。「賃労働」に傍点を付したのは、「賃労働」という規定は、なお一步の前進の余地があると考えられるからである。後述するところを参照。

ある。ここを見でいない所に先の発生史的展開の欠陥がある。資本を資本たらしめるものとしての賃労働は、 $G-W-G'$ という資本範式と同じく、商品・貨幣論の内に見出すことはできず、もっぱら客観的対象、「外」から導入をはからねばならないものである。

第四に、転化論は、商品・貨幣「から」ではなくて「共に」資本制の内的契機をなすものとして、これも一つの資本分析の結果として位置づける必要がある。次の文言を見られたい。見田氏の分析的方法の特徴がよく表われている。「われわれに与えられている事実としての資本をそのままに受けとってこれを分析し、そこに一方には一分子の資本をも含まぬ単純商品流通を見出し、他方にはそれを資本たらしめる剰余価値生産を見出し、さらにこれを分析して不払いの剰余労働を見出し、これらを総合することで資本の概念に到達している。」<sup>(17)</sup>

以上が、見田氏の所説の概観である。見られる通り、弁証法的方法の肯定的側面にかかわるものとしての分析的方法の呈示、所与のものとしての現実・表象—(分析)→概念、という認識の深化過程、という方法的自覚を据え、与えられたものとしての資本・賃労働の理論的世界への導入という手法により、宇野・大島氏等とは、全く異った接近視角を保持している。とりわけ、『資本論』につき、それは、終始同一の対象である資本制の分析であることを明確にし、非資本制的契機をもちこみ、よってこの点に幻の如きヴェールをかぶせた「論理＝歴史」説をのりこえたものである。その意味で、見田氏の理論は、古典における転化論の研究に、新しい地平を切り拓いた先駆的なものであろう。しかし、同時に、先駆的なものであるが故にまた、若干の点については、なおあと一步の具体化をはかる余地が残されているようである。

それは、本稿のテーマにひきつける形で触れれば、とりわけ商品論との関係で転化論をいかに位置づけるか、にかかわってくる。商品・貨幣

---

(17) 同上、102頁。傍点引用者。なお、これらの見田氏の所説につき、論評を加えたものに、角田修一「書評『見田石介著作集 第一巻ヘーゲル論理学と社会科学』(大月書店)」（『立命館経済学』第26巻第2号、1977年6月）がある。

には一分子も資本の要素は含まれておらず、ただ賃労働との出会いによってのみ、資本は資本たる実を得る。これが氏の概要の論点であり、「発生史」的転化論との一区分をなすものであった。しかし、問題は、このことによって、同一の対象たる資本制、その理論的把握の二つの段階としての商品・貨幣および資本、その論理的な移行・転化・両者の関連の内容について、ややもすれば等閑視する結果になりはしないか、ということである。宇野氏は、生産か流通かという区分を設け、転化論をして、流通から生産への移行を媒介するものとした。大島氏にあっては、単純商品生産から資本制生産への転化がその内容であった。したがって、流通そして生産、単純商品そして資本制と、その内容は異るとはいえ、ともに、互に区別されるものとして、二つの契機をおき、それをうずめる触媒の発見というところに主要な力点がおかれており、その点では共通した内容を示していた。したがって、ここには、二つの問題が存在していたことになる。第一の問題は、くり返すまでもなく、転化論を異次元的二契機の「発生」過程を内容とするものか、という点である。そして、この点こそ、佐藤金三郎、平野喜一郎、見田石介氏らによって、超克がはかられたところである。しかし、それでもなお、残されてくる論点がある。すなわち、第二の問題は、発生史的転化論に対する検討を通りぬけた段階において、今度は、それとは区別された内容で改めて、貨幣の資本への移行・転化の検討である。商人資本、金貸資本を導入するのでもなく、また商品論を歴史の彼方におしやるのでもなく、同一の対象たる資本制の枠内における貨幣の資本への転化は未だ言及されておらず、空白のままにおかれている。

毛利明子氏は、『資本論の転化理論<sup>(18)</sup>』において、「価値の転化と自立の理論<sup>(19)</sup>」という特有の視点から見田氏の立論にコメントを加え、見田氏にあっては、商品、貨幣、資本それぞれの表象が「個々別々に考察」され

(18) 『資本論の転化理論』法政大学出版局、1976年。

(19) 同上、244頁。

ており、「転化関係を追求することに力をそそがれない」<sup>(20)</sup>としている。さらに、尾崎芳治氏は、より明確に、資本制における日常的過程としての、貨幣の資本への現実的転化、先に空白のままにおかれているとした所に視点を据え次のように言う。「見田氏は、範疇の歩みを、すべて客体の現実の発展過程と見る一元論を批判するあまり、第二篇では、上記の点（資本制における、貨幣の資本への現実的転化——引用者）を見落として、すべてをたんに思考において具体的なものを復元する認識の深化過程とだけ見る逆の一元論に陥っているように思われる。」<sup>(21)</sup>

商品論と同次元にあるものとしての転化論、貨幣の資本への現実的転化、その内容は何か、尾崎氏の所説に入ろう。

## II 尾崎芳治氏等の所説

(一) 「発生史的転化論」の対極において、その意味では、見田氏と軌を一にして、転化論を見たのが尾崎芳治氏である。以下、その立論の概略把握に努めつつ、次章での古典回帰の際の指針をさぐりだしたい。

尾崎氏の所説が、先行する研究と区別される一つの特徴は、『資本論』をして、終始同一の資本制生産を対象としたものとし、かつその実体的根拠を規定している所にある。これは、何の変哲もない、ごく常識的な事実を指摘したにすぎないと見えるかもしれない。しかし、「転化論」にかかわる研究史をふりかえってきた現段階においては、このさりげない規定が省みられず、内容づけを与えられなかったが故に、対象設定と展開内容にずれを生じさせていたことが分るのである。

---

(20) 直前の引証とも、同上、242頁。なお「価値の自立・転化」というのは、毛利氏のユニークな接近視角であるが、同じく、転化論に対して、特有の接近を試みたものに、内田弘、貨幣の資本への転化、(『講座・マルクス経済学 第6巻』日本評論社、1974年)所収がある。ここで氏は、貨幣資本—生産資本—商品資本という規定に対し、「資本循環」と「形態と実体との統一」という複合的視座を対置している。

(21) 尾崎芳治、「貨幣の資本への転化」(島恭彦編『講座 現代経済学 第三巻』青木書店、1978年、所収。80頁)

尾崎氏は、資本と商品・貨幣との関係の内容につき、日常的現実にもみこみ、そこから理論を抽出し、両者の関係、わけでも「資本」の規定を導き出している。すなわち、資本とは、商品・貨幣関係を土台・前提とし、その上で運動する資本・賃労働関係である、と。「一言にしていえば、資本というのは、商品生産の一般的前提の上で運動する資本と賃労働との社会的関係です。」<sup>(22)</sup>ここには次の諸点が含まれているといえよう。

第一。資本制生産の主軸は「資本」である。したがって「資本」は、資本制分析の端初から前提されている。この第一の点に関するかぎりは、先の見田氏の立論と共通性をもっている。しかし、区別される所は、次の商品・貨幣→資本という序列に関わっている。見田氏は、単に「客観的に規定される」としていた。したがって、未だ「客観的」の内容には触れられていない。尾崎氏は、この点一步の具体化をはかったといえよう。

第二。商品・貨幣関係は、資本の運動、蓄積・循環・回転・部門間連鎖・移動における「一般的前提」であり、ここに端初として商品・貨幣関係を対象設定した根拠がある。

第三。故に、自ら、商品・貨幣関係の土俵の上に姿を現わすのは、「資本」である。

氏は、『資本論』第一巻の編別構成を念頭において、上に言及した所に重なってくるような内容につき再度叙述している。商品—貨幣—転化—剰余価値—蓄積は、資本をその総体において把握する順次的・必然的諸契機である、と。「『資本論』にあつては、資本関係は、第1部の第1篇から第7篇までの全体を通じて、その一般的・抽象的な前提（商品・貨幣論）、流通表面の形式によるその媒介（転化論）、剰余価値の生産、蓄積、等々の諸局面において、その総体としての把握がなされているものです。」<sup>(23)</sup>

(22) 「本源的蓄積論の諸問題」(基礎経済科学研究所『経済科学通信』第15号, 1976年5月, 2頁) 傍点引用者。

(23) 同上, 3頁。( )は引用者。

『講座 現代経済学Ⅲ』所収、「貨幣の資本への転化」においては、尾崎氏は、転化を根拠づけているのは「現実の資本主義の日常的・感性的事実」<sup>(24)</sup>であるとし、理論が日常的・感性的に存在する現実に対してもっている意味を確認した後、方法の上での精緻化を試みている。その注目すべき所は以下。

第一。理論における諸範疇は、「具体的総体としての資本主義」の、④「実体的諸契機」、⑤諸契機の「諸側面」、⑥諸契機の「客観的相互関係」についての、「直観と表象の、概念への加工の産物であるかぎりでは、現実的であるにすぎない。」<sup>(25)</sup>

第二。抽象的範疇から具体的範疇への論理的上向は、具体的総体としての資本制を構成する諸契機の「抽象の程度や側面を異にする」<sup>(26)</sup>内部の関係によって規定される一序列である。

第三。転化論は、その意味では、商品生産から資本制の商品生産へ、抽象から具体へ、理論的世界で対象が「再生産される一階梯である。」<sup>(27)</sup>前章で、砂すべりのようにたえず対象が移動しているとして、宇野氏等の理論を特徴づけたが、資本制の日常的現実が理論の世界で再生産される、その一階梯としての転化論、これが一眼目である。

第五。以上の系列でおしすすめられてきた氏の把握の仕方、その結論、転化論の概括的課題・内容は、「現実の転化」の重視とならざるをえない。前章冒頭、山本氏は、『資本論』転化篇では、前資本制にあるものとしての $G-W-G'$ および、日常的現象としての $G-W-G'$ 、この両者が、それぞれの位置づけのないまま並置される、としていた。そして、ここに一つの疑問を呈示し、「発生的転化」論への媒介項としていた。しかしとりわけ前資本制にあるものとしての $G-W-G'$ 、この位置づけについ

---

(24) 前出、「貨幣の資本への転化」71頁。傍点引用者。

(25) 同上、72頁。傍点引用者。

(26) 同上、73頁。

(27) 同上、74頁。

(28) 同上、75頁。

て言えば、尾崎氏の立論の跡をたどる限り、並置関係の一端に位置するものではない。氏はこの点につき、主軸は、資本制把握の理論的展開であるとし、その上で、前資本制的範疇について言及を行う場合は、ただ資本制分析にとって必要な補足という範囲に限られている、としている。

「発生史上の事実が、理論的展開をいわば二次的に裏づけるいま一つの事実的根拠として、重要な意味を与えられるのである。」<sup>(29)</sup>この点はさらに「注釈の領域に属する」<sup>(30)</sup>といいかえられている。

第六。転化論では、このようにみるかぎり、商品流通と資本流通との実体的関係、 $W-G-W$ と $G-W-G'$ との相互関係の内実をさし示すことが一課題となるであろう。氏は言う。 $W-G-W$ および $G-W-G'$ 、この二つの流通形態は、例えばその間に媒介が必要な「二つの別々の場ではなくて、まったく同一の、資本主義的総生産過程からそれ自体として抽象された流通すなわち単純な流通の部面」<sup>(31)</sup>であり、そこでは資本は、 $W-G-W$ の「無数の連鎖のなか」を、 $G-W-G'$ の「変態過程として、いわば手段化しながら通り抜けてゆく」<sup>(32)</sup>。横糸としての $W-G-W$ をぬいながら、縦糸として進んでゆく $G-W-G'$ 、ここには、複数の $G-W-G'$ を想定した場合、縦糸としての $G-W-G'$ の進行が、同時に横糸としての $W-G-W$ を断えず新しく織り進んでゆくという関係も見られようが、このように、 $W-G-W$ と $G-W-G'$ の関係の内容を規定したのは示唆にとむ論点呈示であろう。

以上、ほとんど逐語的とも言いうる形で、氏の転化論の位置づけについて言及する所を辿ってきたが、ここには、資本制分析における継起するその一階梯としての転化論という形で、先章における理論をのりこえる内容がすでに示されているといえよう。

転化論につき、最後に残され、したがってまた古典回帰を促す契機、

(29) 同上, 76頁。

(30) 同上, 76-7頁。

(31) 同上, 91頁。

(32) 直上の引証とも92頁。

あるいはまた古典回帰への一指針を与えるものは、価値が、貨幣—商品—貨幣—商品……とその形態を交互に転化し、 $W-G-W$ という等価交換の世界を手段化しつつ通りぬけ、自らの量を増大させ、貨幣が資本となるその根拠、貨幣と労働力商品との相対する関係、『資本論』で言えば、第三節 労働力の売買である。尾崎氏の所説の最後にこの点を見、同時に次章への橋わたしをしたい。

ところで、前もって触れれば、転化論と言えば、労働力商品が登場してくるということは、いうまでもないことのように思われる。にもかかわらず、今までの研究史をふりかえるとき、以下検討するように、奇妙にもきわめて簡単な検討しか加えられていない。そして、ここにこそ、転化論研究史が、原典からの懸隔を維持してきた、その一掃結がある。本稿において繰り返し述べてきたことは、転化論を商品論との関係でいかに把むか、ということであった。転化論が、ただもっぱら、「発生史」に代置される限り、ここにはもはや、尾崎氏が示した、 $W-G-W$ と $G-W-G'$ との場の同一性、同一対象たる資本制の相互に関連した二つの局面という位置づけは、不可能となり、それがまた——ややたちいった検討はのちにゆずらざるをえないが——労働力商品につき真正面から光をあてることが不可能となる遠因をなしているように思われる。したがって、転化論に接近してゆく際、残された課題として、賃労働、労働力商品の検討というものが浮かびあがってくるといえよう。

(二) ここでも、依然として、尾崎氏の研究追跡の枠内にあるが、上に見たような経緯から、最初に、労働力商品にかかわる「二重の意味での自由」について関説してきた、若干の論者をとりあげたい。

現在においても、オーソドックスな解説書、デ・イ・ローゼンベルグ『資本論注解 1』では、当該箇所は、「二つの点で“自由な”——生産手段から“自由”であるとともに、自分自身を自由に処理できる<sup>(33)</sup>」とし

(33) デ・イ・ローゼンベルグ著、エス・エリ・ヴィゴドスキー編、副島・宇高訳『資本論注解 1』（青木書店、1962年）232頁。

ている。これは、賃労働を歴史性の中でとらえ、奴隷・農奴との対比で地位規定を行ったものであろう。富塚良三氏は、『経済原論』において「一面では封建的な隷属から解放された自由な人格として自分の労働力を自分の商品として処分する自由を持ち、他面では、自分の労働力の実現に必要な一切の物象（生産手段および生活手段）から引き離されているという意味で自由な労働者<sup>(34)</sup>」としている。宇野氏は、前章で見た如く、労働力の「商品」性につき、人間という視点を入れ、本来的には商品でないものが商品となっているとしたのであるが、二重の自由の意味については、富塚氏と類似したごく簡単な叙述があるばかりである。「二重の意味での自由——一方では自由な人格として自己の労働力を自己の商品として処分し得るという自由、他方では売るべき他の商品を所有せず、しかも自己の労働力をもって商品を生産するに必要な生産手段をも所有せず、かかる一切の物からも自由であるという」<sup>(35)</sup>。

この三者を見直すとき、第一に、富塚、宇野両氏と比較すると、ローゼンベルグにあっては、商品性が全く意識されていないことに気づく。しかし、第二に、逆に富塚、宇野両氏にあっては、商品性は二重の自由の一方、封建的隷属からの自由、すなわち人格的自由にかかわってのみ問題とされ、他方の生産手段からの自由においては共に商品性は欠落させられているのである。第三に、二重の自由は、いうまでもなく、同一対象＝賃労働に関する規定であるが、一見した限り、人格的自由においては、前進的・開放的性格が浮びあがり、他方の生産手段からの自由においては、後退的・閉塞的性格が浮びあがり、同一対象について正反対の規定が単に並べられているにすぎないという印象が残されてくる。ここからは、賃労働についての統一的イメージは浮びあがってはこないであろう。このような欠陥を戦前すでに意識し、単なる並置的叙述をのりこえ、一步深めようとしたのが河上肇氏である。その際、河上氏は「商

(34) 富塚良三『経済原論』（有斐閣、1976年）87-88頁。

(35) 宇野弘蔵「経済原論」（『著作集 第一巻』岩波書店、1973年）80頁。

品」に賃労働の統一的把握の一基準をおき、のちに見る尾崎氏と同じく、『資本論』中、二重の自由に隣接するところでの一文言「商品交換なるものは、そのもの自体には、それ自らの性質から発生する以外の如何なる依存関係をも含んでいない」に注目している。ここにはすでに、商品交換＝依存関係という形で、経済的形態規定における人格的自由の意味、その検討につながってくる指針が与えられている。尾崎氏の立論とのかかわりで言えば、河上氏は、この依存関係の内容を、商品交換一般ではなくて、貨幣の支払手段機能の前提となる、商品交換における債権・債務関係の形成のみをあげており、若干狭くとられている。<sup>36)</sup>しかし、商品生産＝自由という連鎖ではなくて商品生産＝依存という連鎖に注目したのは卓見であろう。その上で氏は、二重の自由の検討に入ってゆく。注目される場所は以下。第一の自由、すなわち人格的自由、自らの労働能力を商品として販売する自由については、いわば上部構造と下部構造ともいうべき区別を導入し、単なる自由、漠然とした自由、人格的自由は、「法律」的次元のことであり、経済的次元においては、労働力は商品であり、その商品であることに止目するかぎり、販売を強制され、したがって全くの自由という刻印を押すことはできない、としている。「生活の必要上自分の労働力を商品として他人に売らなければならぬように経済的強制を受けてるけれども、しかし法律上では、それを売らうと売るまいと、また誰に売らうと、全くその自由である。」<sup>37)</sup>人格的自由の意味を問うたこの分析は、のちに「ユダヤ人問題によせて」等で見ると予定であるが、直接古典探索の指針となりうるものである。第二の自由、すなわち生産手段からの自由につき、先にとりあげた三者との対比で注目されるのは、第一の自由と同様、商品性の下に位置づけている点である。一商品は、その使用価値について見れば、自らにとっては使用価値ではな

(36) 河上肇『資本論入門 第3分冊』（青木書店、1952年）なお「依存関係」の引証は、Werke, Bd. 23, s. 181-82, 『全集』23-a, 219頁。

(37) 同上、566頁。傍点は原文。

く、あくまで他人にとっての使用価値である。労働力が商品となるのは、その所有者自身にとって働く力はもはや使用価値でなくなったが故である。生産手段からの自由は、労働能力が自らにとっては使用価値ではなくなり他人のための使用価値に転成する他ないという事実のあらわれである。「一定の使用価値がその所有者にとり非使用価値であるといふこと——他人のためには役に立つものがその所有者のためには無用であるといふこと——は、すべての場合において、そのものが商品となるための欠くべからざる条件である。だから労働力もまたそれが商品となるためには、その所有者にとり非使用価値でなければならぬ。労働者自身にとっては、その労働力が用をなさぬから、これを他人に売るのである。」<sup>88)</sup>

総じて、河上氏においては、商品関係から生じる依存関係を、債権・債務関係に限定し、狭くとっているところは疑問が残るが、人格的自由は、法律という上部構造においやり、「商品」規定に則して賃労働を見、第一の自由にかかわっては販売の強制、第二の自由にかかわっては、自らにとっての使用価値の喪失とし、いずれも下部構造（経済）的次元における真の意味を把えるという視角から接近した先駆的試みといえよう。

尾崎氏は、以上の河上氏の到達点の上に、新たに理論的前進をはかっている。その特徴は、労働能力そのものおよびその所有主体という形で、労働力商品自体を抽象から具体へと重層的に把えるところにある。

第一。労働能力は、それを最も抽象的次元でとらえれば、生きた労働する人間に潜在しているものであり、「労働能力の個人帰属は本源的であり歴史普遍的である。」<sup>89)</sup>人間の一属性、ポテンシャルティとしての労働能力、これは明らかに歴史普遍的なものである。

第二。その労働能力の所有主体という点に目を向けるとき、所有主体がその所有者自身に帰属するのは「かれが人格的に自由であるばあいだ

88) 同上, 566頁。

89) 尾崎芳治「研究 資本主義から社会主義へ——“否定の否定”の問題によせて——」(『経済』新日本出版社, NO. 134, 1975年6月) 140頁。

けである。<sup>(40)</sup>今までの通説においては、これがそのままの形で直接に、労働力が商品となる一属性であるとし、何の変哲もないものとして位置づけられてきた。河上氏と並ぶ、尾崎氏の新しい水準における言及は以下である。

第三。労働力商品における、労働能力の自由な所有とは、商品としての労働能力の自由な所有である。すなわち、当該商品を売るという限りでの自由であり、漠然とした自由ではなくて、販売する自由である。「マルクスが規定しているのは、労働力の自由な所有ではなくて、“商品として”の労働力の“自由な所有”であり、労働力を売ることにおいて自由な“処分”権をもつかぎりでの“自由な所有”である。賃労働者の人格的自由の規定は、商品所有者、したがって販売者としてのそれに限定されているのである。」<sup>(41)</sup>

第四。氏は、さらに、先に河上氏が注目した『資本論』中の一文言「商品交換それ自体から生じる従属関係」（河上氏にあっては、この従属関係は、依存関係と訳されていた。原文は、Abhängigkeitsverhältnisse）に目を向け、その意味を、商品における価値実現とその使用価値の消費権の買主への帰属、労働力商品の消費権の資本への帰属、「労働者の資本家への従属」<sup>(42)</sup>に求めている。人格的自由の規定に、特定の社会構成体である資本制生産の経済的形態規定を加え、その内実を商品所有者としての自由、したがって商品そのものに潜む制限性に見出したものであろう。

氏は、このように、労働力「商品」——使用価値の消費権は買主たる資本に、とし、一方で商品論に直接に継続するものとして転化論を位置づけ、他方で、転化論に、資本の賃労働に対する専制的指揮権の根拠を

(40) 同上, 140頁。

(41) 同上, 140頁。傍点は引用者。

(42) 同上, 141頁。

(43) 同上, 141頁。

求め、転化論から剰余価値論への移行の必然性をも同時に示したのである。

第五。叙上の内容とのつながりで、生産手段からの自由、第二の自由について、生産手段および生活手段<sup>(44)</sup>からの自由とは、何も労働力が商品と「される」条件を問うものではなくて、商品と「ならざるをえないか」<sup>(45)</sup>を問うものである。

### III 若干のまとめ

以上、本章においては、見田・尾崎両氏の立論の跡を辿ってきた。次章の古典への回帰、その指針をさぐりだすという観点からまとめてみれば以下のようなだろう。

① 転化論研究においては、「発生史」的接近が大きな流れを形成していた。しかし、『資本論』の対象が、端初としての商品から最終章近代的土地所有まで、同一のもの＝資本制生産である以上、発生史は問題とはなりえない。

② その上で改めて転化論を見直すとき、第一に、発生史的研究史の背後に潜み、何の変哲もないとされていた領域、すなわち、貨幣と労働力「商品」との交換を媒介とする貨幣の資本への転化に新たな探索が試みられなければならない。

③ 第二に、労働力「商品」について、折々触れてきたが、転化篇末尾近くの文言「自由・平等・ベンサム」の検討が、この段階で必須のものとなってくる。当該箇所を引証すれば以下。「労働力の売買がその限界のなかで行なわれる流通または商品交換の部面は、じっさい、天賦の人

(44) 資本制においても、賃労働者は生活手段はもっているという説につき、転化論、蓄積論にもとづき批判的検討を加えたものに、角田修一「生活手段の資本主義的形態とその廃棄」(『立命館経済学』第28巻第3・4・5号、昭和54年12月)がある。

(45) 前出、141頁。また「貨幣の資本への転化」においては、同一箇所は、労働力が「商品にしかならず、ならざるをえない」(101頁)条件とされている。

権のほんとうのエデンだった。ここで支配しているのは、ただ、自由、平等、所有、そしてペンサムである。<sup>(46)</sup>この文言を見ると、表面的には、労働力商品——流通——自由——平等となり、一面では、商品に注目しても、それを単に自由・平等とイメージし、二重の意味の自由における人格的自由との連鎖が浮び、他面では、自由・平等という言葉辞によって、労働力の商品性が看過され、商品論と転化論の切断の間接的根拠をなしていると思われる。したがって、もし、自由、平等が商品の制限性と結びついていることが立証されるならば、場の同一性を前提した上で、商品論という後退した局面からの転化論の見直しが可能となるであろう。

第一に、資本範式、およびそれを可能とする貨幣と労働力商品との出会い、位置交換による、貨幣の資本への転化を再立証すること。

第二に、「自由」「平等」の意味内容をさぐりだし、商品規定に結びつけ、労働力商品を、商品の一般的規定が貫かれているものとしてつかむこと、それが次章での課題である。

### 第三章 商品経済と転化論

#### I 資本範式

貨幣の資本への転化の内的契機をさぐりだすことが、ここでの課題である。その点で、さしあたってとりあげねばならないのは、『要綱』「原初稿の断片」であろう。その「資本への移行」では、まず最初に、単純流通と資本制とは、同一対象の抽象度を異にするものの関係にほかならないとし、前者の后者への歴史的移行は拒否している。「ここでわれわれは、流通の資本への歴史的移行 (historische Übergang) を論ずるわけにはゆかない。単純流通は、むしろブルジョアの総生産過程の抽象的な

---

(46) Werke, Bd. 23, s. 189, 『全集』23-a, 230頁。

一局面である<sup>(47)</sup>。このように、 $W-G-W$ と $G-W-G'$ の同時存在を再確認するとき、その相互関係の中で資本への接近をはかることが要請されよう。以下たどってみよう。

『要綱』によれば、アリストテレスは、すでに、 $W-G-W$ と $G-W-G'$ を比較し、前者すなわち商品交換は「自然で合理的な運動」後者は、ただ価値自体が目的であり「不自然で合目的でないもの<sup>(48)</sup>」としている。使用価値と交換によるその消費は自然的合理的なものであり、価値一致富 (Bereicherung) は不自然なものとしたのであろう。とすれば、致富としての $G-W-G'$ は、その限りにおいては、終局における消費を目的とした $W-G-W$ の内には存在しないこととなる。「 $G-W-G$ の現実の運動は、諸等価物が商品の形態からだけ貨幣の形態へうつり、また逆の移行がおこなわれる単純流通のなかには存在しない。<sup>(49)</sup>単純流通の枠内で許容される致富は、たんに $W-G$ の結果としての $G$ の蓄蔵にかぎられ、そこからは何ら $G-W-G'$ の契機を見出せないであろう。

不自然な定在としての $G-W-G'$ 、その即自的な端初は、使用価値および価値の内、使用価値ではないとすれば、それは当然価値であろう。商品論における端初としての分析対象が「商品」であったこととのアナロジーで、その端初としての分析対象は「価値」におかれている。ここには、商品・貨幣から資本に移行する契機につき、資本の端初は、すでに商品分析で示された、商品、貨幣に内在するものとしての価値であるとし、商品・貨幣—(価値)→資本という移行が行なわれている。「さき商品から出発したように、いまやわれわれはそのものとしての交換価値

(47) Grundrisse der Kritik der Politischen Ökonomie (Rohentwurf) 1857—58, Anhang 1850—1859, Dietz Verlag Berlin, 1974, s.922, 高木幸二郎監訳, 大月書店, V, 1044頁。

(48) 直前の引証とも, Ebenda, s.929, 同上, 1050頁。なお同様の指摘は「『資本論』第一巻第4章注6にもある。a. a. 0, s.167, 前出, 199頁参照。

(49) Ebenda, s.929—30, 同上, 1051頁。

——その自立化は流通過程の結果である——から出発しよう。<sup>50)</sup>

価値は、商品および貨幣に内在するものであるが、それを資本として、その永続性とその増加という視点から見れば、商品、貨幣は新たな規定性をもって来る。商品は、孤立的存在として見られる際には、使用価値的側面から把えられ、したがって消費・消失してゆくものであった。しかし、それでは、上の永続性に抵触するものである。したがって、商品は孤立的なものとして見られてはならず、貨幣に転化する内在的要因をもったものとして、商品は貨幣として見られなければならない。また逆に、貨幣は、その形態のままにとどまり続ける限り、商品関係から離れ、単なる物となる。したがって貨幣は、その形態にとどまりながら商品その上に刻印されるものでなければならない。「商品としてのその定在では、交換価値をうしなわず、貨幣としてのその定在では、使用価値に対する顧慮をうしなわないことが必要である。<sup>51)</sup>主体たる価値が、商品・貨幣の連鎖の内に、連続して自らを保持する形態として、 $G-W-G' \cdot G-W-G'$ ……は与えられたものである。

これを、再び単純流通、 $W-G-W$ の連鎖に投げ返すとき、丁度尾崎氏が「手段化しつつ通過する」と表現したように、価値の維持・増殖を即自的内的衝動としてもつこの運動は、購買 ( $G-W$ ) と販売 ( $W-G$ ) よりなる単純流通の網の目の無数の結節点を通りぬけ、つまり  $G-W$ 、 $W-G$ の行為を繰り返しつつ、自らの内的衝動にもとづく運動を続けてゆく。この所を『要綱』では、流通に「対自的に存在する」価値、としている。「流通のうちで増殖されつつある、つまり倍加されつつある価値は、一般に自己目的として流通を通過する対自的に存在する交換価値である。」<sup>52)</sup>

以上が、 $G-W-G'$ を一つの永続・継起する流れとして把えた際の内

(50) Ebenda, s. 931, 同上, 1053頁。

(51) Ebenda, s. 931, 同上, 1053頁。

(52) Ebenda, s. 932, 同上, 1054頁。

容である。しかし、これまでのところでは、未だ価値増殖への窓口、資本そのものには目が向けられていない。10歳になる子をもつ人は、たとえ35歳であっても、父としては、僅かに10年を育ててきたのみであり、子をもってこそ人は父となりしたがって父としては、10歳であるように、貨幣Gは、 $G' (G + \Delta G)$  における $\Delta G$ をGに付加して回帰し、そこではじめて資本となる。したがって、貨幣の資本への転化とは、滞留貨幣でもなく、商品生産の両極分解でもない「資本」たる実を示す契機を見出すことである。

## II 労働力商品・二重の自由

(一) 貨幣は、そのみを見る場合、いかなる商品とも交換可能であり、相対する商品の使用価値には無関心である。「むしろ資本の貨幣定在は、どんな種類の商品にも無頓着に転化できるところの、妥当な交換価値としての定在にすぎない。」<sup>53)</sup> 貨幣滞留の事実を示しても、それは何ら $G - W - G'$ を立証したことはないのである。

しかし、資本範式 $G - W - G' (G + \Delta G)$ の内容が、独立した価値たる貨幣の、 $\Delta G$ を付加した上での出発点への回帰であったとすれば、 $G - W - G'$ におけるWは、いかなる使用価値をもつ商品でもよい、ということにはならない。Wの使用・消費によって価値も消失するならば、そこでは貨幣も消失し資本への転化は不可能となる。ところが、商品論における商品は、その使用価値については、このような懸念を前もって示しておらず、暗黙の前提として、購売( $G - W$ )の後には、消費過程の裡に消え去り、流通から脱落するものが想定されていたようである。<sup>54)</sup> とすれ

(53) Ebenda, s. 941, 同上, 1064頁。

(54) 尾崎氏の所説をとりあげたところでは、商品論においてすでに労働力商品が前提されているとし、ここでは、転化論においてはじめて商品が分化するとし、一見すれば矛盾するようであるが、それは、対象そのものと、対象から何を抽出するかの区別の問題であり、齟齬をきたすことはないと思われる。

ば、資本に転化するものとしての貨幣が相対するものは、商品論の枠内での商品に止まっている限り、姿を全くあらわしていないこととなる。

『要綱』では、この点、丁度  $W_1 = W_2$  から価値を導出する際、それは  $W_1, W_2$  に共通して含まれてはいるが、また  $W_1$  と  $W_2$  は互に異質なものである。それ故、共通者は、 $W_1$  とも  $W_2$  とも異なる「第三者」とできるとし、それを価値に結びつけたように、ここでも、 $G-W-G'$  の  $W$  につき、資本に対立する「第三者」とし、それは商品ではないという。「この第三者は商品ではない。なぜなら資本は、……個人的消費の対象としての商品で消えうせることのない貨幣だからである。」<sup>55)</sup> したがって、貨幣の資本への転化を規定するものは、貨幣が相対する「第三者」の内容ということになる。その内容は、 $G-W-G'$  なる範式を見直し、資本が資本となる契機、 $\Delta G$  を付加して回帰してのみ資本となるという、先の言及を想起し、ここに、すでに対象化された労働と、対象化への飛躍を待っている労働との区別を設ければ、 $G$  はすでに対象化された一定量の労働を価値として内在させており、 $G'$  はそれに加えるに  $\Delta G$  だけ量的に増加した価値を内在させているのであり、ここに、 $G$  に相対する第三者は、未だ対象化されてはおらず、それへの硬化を自らに待っている労働ということになる。『要綱』では後者を非対象的な労働としている。「いまや貨幣は、……対象化された労働である。……対象化された労働にたいする唯一の対立は、非対象的な労働である。……この労働は、力能、可能性、能力として……現存しうるにすぎない。」<sup>56)</sup>

対象化された労働を、 $G-W$  の後に、実際に具現しうるもの、そのような意味での買手たる貨幣所有者の欲望を満足させる使用価値、それが「第三者」の内容である。したがって先に、第三者  $\neq$  商品としたのは、商品は全て個人的消費のみを満足させるものであるとすれば、それは  $G$

<sup>55)</sup> a. a. 0, s. 941, 前出, 1064-65頁。

<sup>56)</sup> Ebenda, s. 942, 同上, 1065頁。

<sup>56)</sup> Ebenda, s. 942, 同上, 1065頁。

— $W-G'$ の $W$ の位置には立ちえない、ということであろう。「使用価値は、貨幣にとって、もはや貨幣が消えさってゆく一消費項目ではなく(Gebrauchswert ist nur noch für das Geld nicht ein Konsumtionsartikel, worin es sich verliert)、貨幣が自己を維持し、増殖する手段としての使用価値にはほかならない。資本としての貨幣にとっては、それ以外の使用価値は存在しない。」<sup>57)</sup>

したがって、 $G-W$ における貨幣が資本に転化する契機は、貨幣が相對する商品における特有の質をもった使用価値の定在によって与えられる。「貨幣が資本に転化する条件は、貨幣の所有者が貨幣を商品としての他人の労働力能与交換できる、ということである。したがって、流通の内部で労働力能が商品として売りに出される、ということである。」<sup>58)</sup>

以上の脈絡をたどるならば、貨幣の資本への転化、その日常的転化を可能にする条件は、商品・貨幣—(上向)→転化という系列で見ると、単純流通の一契機たる購買( $G-W$ )における $W$ につき、商品論では単なる「商品」あるいはややもすれば「労働生産物商品」とされていたものが、転化論では、その「商品」が特有の質をもった使用価値と貨幣との出会いという新しい局面において、「労働力商品」と「労働生産物商品」に区分=具体化され、労働生産物商品は、労働力商品と並ぶ位置に転落したものの、そこでの貨幣と労働力商品の相對する關係に一つの焦点をあわせたものといえよう。このように見ると、商品・貨幣と転化とは、異次元のものではなくて、同次元の抽象から具体への一階梯であることが再び透けて見えてくるであろう。『要綱』では、以上のことを本質的条件の内に教えている。「なお単純流通にまったく依存し、ただ交換される商品の特有の使用価値によってだけ単純流通の限界からふみでている……この点を確認することが本質的に重要である。」<sup>59)</sup>

(57) Ebenda, s. 943, 同上, 1067頁。傍点は引用者。

(58) Ebenda, s. 945, 同上, 1068頁。傍点は引用者。

(59) Ebenda, s. 946, 同上, 1069頁。傍点は引用者。

商品の、労働力商品と労働生産物商品とへの分化＝具体化、貨幣と労働力商品との交換、このような序列は、なお、見田氏と同じように見える。しかし、氏にあっては、貨幣が資本に転化するの、労働力商品によってというよりむしろ賃労働によるとされていた。これでは、商品の価値と使用価値、わけても使用価値の個人的消費と生産的消費という対象の分化＝具体化を行い、後者に貨幣の資本への転化を見出すというのは不可能であろう。また、価値実現を前提として使用価値の消費権を買主は得、それは転化論では、資本（購買者）の賃労働（販売者）に対する労働能力の消費権として具体化され、ここに剰余価値論への連携が見出せること等は、欠落させられるであろう。

商品の消費権という意味での同一性を保持しつつ、個人的消費と生産的消費という新しい区分が生じたことについて『要綱』は言う。「ブドウ酒の購買は飲むことのできるものの領有である。それだから、労働力能の購買は、労働を処分しうる能力の領有である。」<sup>60</sup>

商品－使用価値－個人的消費＋生産的消費－労働生産物商品＋労働力商品、これが転化論において新しく見いだされた同一対象（商品）に対する一区分であり、貨幣の資本への転化の条件である。以下二重の自由に目を転じよう。

(二) 二重の自由について、ここでは「1861－63年草稿」<sup>61</sup>によってみよう。

「草稿」では、この労働能力につき、尾崎氏が先に示したものと一定の関連の中で見れば、二重に述べている。すなわち、第一に、「思いどおりに処分」<sup>62</sup>できるもの、何の制限もない自由として。しかし重ねて、思いどおりということは「商品」としてである、と言う。「商品としてそれを

---

(60) Ebenda, s. 946, 同上, 1069頁。

(61) MEGA, 2 Abteilung · „Das Kapital“ und Vorarbeiten Band 3, Zur Kritik der Politischen Ökonomie (Manuskript 1861－1863) Teil 1, Dietz Verlag Berlin, 1976, 『資本論草稿集 4』大月書店。

(62) Ebenda, s. 32, 同上, 52頁。

思いどおりに処理する<sup>63)</sup>。ここには、全く疑問の余地なくうけいられるように思われる日常的表象、たんに何の制限もないものとしての処分権をまずあげ、直ちにそれに続いて「商品」という言葉を入れ、単なる処分権に枠組みを与えて再規定している。とすれば、研究史の示唆するところに従い、人格的自由および生産手段からの自由、この正反対のものが何の関連もなく並置されているように見える二重の意味での自由も、商品としての統一的規定のうちに位置づけねばならないであろう。事実「草稿」では、先に第一の人格的自由を、商品としての自由とした、この商品範疇を媒介にして、第二の生産手段からの自由、労働能力の販売につき、商品として処分するよう強制されているものとし、この強制は、第一の商品という規定にすでに含まれている、としている。「第一の条件にすでに含まれている第二の条件は、彼が……自分の労働能力そのものを商品として市場にもたらし、売らねばならないということである。」<sup>64)</sup>これは言うまでもなく、労働生産物商品の生産・所有・販売権の剥奪である。したがって、 $\Delta G$ の秘密をとく軸点として「草稿」がおいているのは「商品」としての労働力である。この点はさらに、自由の意味を問うという形で、「自由な、というのとは一方では彼が自分自身の労働能力を、商品として思うままに処分するというかぎりにおいてである<sup>65)</sup>」、としている。ここで、自由とは、商品として自らの労働能力を販売するかぎりでの自由であるという尾崎氏の示唆につながってくる内容があらわれたわけである。

以上、二重の自由についての統一的規定をさぐりだす試みを行ってきた。ところで、二重の自由—商品としての自由—販売の自由という系列における、最後の販売の自由に再度注目してみよう。この販売の自由とは、その内には、販売することは当然の自由であるという意味とともに、

(63) Ebenda, s. 32, 同上, 52頁。

(64) Ebenda, s. 32, 同上, 52頁。傍点は引用者。

(65) Ebenda, s. 33, 同上, 53頁。

逆に言えば、購買する方は、必ずしもその商品を購入する必然性はなく、購買するか否かは、販売者に相対する人の自由であるという内容をも同時に含んでいなければならない。このように見れば、商品経済と資本制の場の同一性、商品論は、商品の使用価値の新たな質的区分によって転化論に「上向」してゆくものとしたこの場の同一性の中味は、ここで一步具体化され、商品論も転化論もともに、たしかに販売の自由はあるが、販売されるか否かは偶然性に任せられ、かつ販売が成就されなければ商品は無となる、そのような一法則が作用する生産様式を共に対象としている、ということになろう。これを直截に示した『要綱』における次の文言を見られたい。「その純粹性と一般性での価値の存在は、個々の生産物が、生産者一般にとって、またなおのこと個々の労働者にとって生産物であることをやめ、流通による実現なくしては無である (ohne die Realisierung durch die Zirkulation nichts ist) ような生産様式を前提としている。……。したがって、資本制社会の体制の内部では、価値には直接に (unmittelbar) 資本がつづいている。」<sup>66)</sup>

以上、二重の自由とは、今まで必ずしも正面から光をあてるには到らなかった分野ではあるが、転化論においては、不可欠の契機をなしていることが分るであろう。

### III 「自由」・「平等」

古典探索の最後に、転化論末尾近くの文言「自由、平等、ベンサム」中、とりわけ、「自由」、「平等」について触れておきたい。

---

(66) a. a. 0, s. 163, 前出, II, 172頁。傍点は引用者。なお内容は若干異なるが、1859年7月22日付の「手紙」では、『経済学批判』について触れ、商品・貨幣関係においても資本制の歴史的経過性は示されるとして、場の同一性について触れている。「君がなにか書いてくれる場合に、忘れないでほしいのは次の点だ。

(1) プルドン主義が根こそぎ絶滅させられていること、(2) 最も単純な形態、つまり商品という形態からはじめて、そこで分折されているのは、資本制生産の特殊に社会的な、決して絶対的ではない性格だということ。」(Werke, Bd. 29, s. 463, 『全集』29, 361-62頁。

この言辭は、一見するかぎり、商品經濟、商品流通については100%肯定的な領域(光の国)という印象を与え、その結果、転化論に続く資本制「生産」は、その対極に位置する100%否定的な領域(闇の国)という印象が生まれ、これこそが、商品經濟と資本との間に断絶を見る遠因をなしていたのではないかと思われる。以下、古典にあっては、「自由」、「平等」という言葉には、いかなる意味内容を与えられていたかを検討しよう。

「ユダヤ人問題によせて」においては、国家=類的生活、市民社会=物質的生活=利己的生活とし、国家的次元における解放は、決して、市民社会レベルにおける利己的生活を廃止するものではないとして、オート・ヴァウアーを批判している。ここにはすでに、転化論が対象とする、經濟、下部構造、市民社会においては、単なる言辭としての自由、平等は存在しないことが、自由、平等とは国家=類的生活の次元に属することが示されている。それに対して、市民社会における人間の権利は、共同体の消滅の跡に現われる利己の人間としての権利とされている。「なによりもさきにわれわれの確認することは、いわゆる人権、すなわち利己の人間 (des egoistischen Menschen)、人間と共同体とから切りはなされた人間の権利にほかならないという事実である。<sup>68)</sup>したがって、市

(67) Zur Judenfrage, Werke, Bd. 1, 『全集』1。

(68) Ebenda, s. 364, 同上, 401頁。この点についてはなお、拙稿「研究ノート・“商品=非直接的交換可能性”について」(『下関市立大学論集』第23巻第1号, 1979年7月)を参照されたい。

資本制の展開と共同体の漸次的解体との相互関係の内に、資本制と労働力商品を把もうとしたものに、池上惇氏による以下の論稿がある。別途検討が加えられるべきであろう。「シンポジウム・現代の階級理論と労働者階級(II)」(基礎經濟科学研究所『經濟科学通信』第26号, 1979年11月)における氏の発言。「階級論の最近の動向と官僚機構研究の重要性」(同上, 第27号, 1980年春季)。「“資本論”研究入門 4」(同上, 第12号, 1975年6月)。「国家独占資本主義論と法律学——現代法論争によせて——」(早稲田大学大学院法学研究科, 若手研究者の会, 1978年)

民社会における自由は、単に人格的解放という意味での自由ではなく、その実体は私的所有と同義である。自由＝私的所有という等式が自由の意味である。「自由の人権の実際上の適用は、私的所有という人権である。」<sup>69</sup>自由が、私的所有であるかぎり、市民革命における美しきスローガンとしての自由は、単なる「言葉」にすぎないものとなる。すなわち、私的所有とは、互いに互が無関係であるような相互関係であるから、一面たしかに自由といえ自由ではあるが、他面では、互が互に対して、利害の一致を見出すことができず、むしろ、自らの私的所有にもとづく権利の行使が、同じ権利をもつ他の私的所有によって妨げられるという関係、したがって、自由は私的所有という内容を与えられることによって自由とは正面から衝突するものに逆転してゆく。「市民社会においては、各人は他人のなかに自分の自由の実現ではなく、むしろその障害を(die Schranke seiner Freiheit) 見いださせるようにさせられている。」<sup>70</sup>自由の実体がこのようなところにあるとすれば、自由・平等の平等も、単に孤立し、相互に制限されあう私的所有の並置、そのような意味での平等という意味しかもたないことは明らかであろう。「ここでいう政治的でない意味での平等とは、いま述べた自由の平等にほかならない。すなわち、各人がひとしくこのような自立的なモナドとみなされることである。」<sup>71</sup>

「ユダヤ人問題によせて」においては、未だ資本制生産の内的法則についての認識には到っておらず、人間、市民社会、私的所有といった次元での把み方であった。

『要綱』ではこの点、自由、平等の検討という意味では共通しつつも、それを明確に商品・貨幣関係の上におき、一步具体化された内容を与えている。ここでは、平等の意味から見てゆこう。——平等とは、どの生産者も、商品・貨幣関係においては、交換者としての平等であり、商品

(69) Ebenda, s. 364, 同上, 402頁。

(70) Ebenda, s. 365, 同上, 402頁。傍点は引用者。

(71) Ebenda, s. 365, 同上, 402頁。傍点は引用者。

所有者あるいは貨幣所有者として相手が自らに対してもっている関係を、自らも他人に対してもっている、その限りでの平等である。「主体はいずれも交換者である。すなわち、だれもが、他人が彼にたいしてもっているのと同じ社会的関係を他人にたいしてもっている。だから、交換の主体として、彼らの関係は平等の関係 (Beziehung der Gleichheit) である。」<sup>(72)</sup>したがって、平等とは、商品関係において作用する諸法則をともにあわせもつかぎりでの平等の意となる。とすれば、その上にあらわれてくる自由は、商品所有という、あるいは商品経済という窓口を通してのみ作用しうるものとなる。「平等の規定にたいして、さらに自由の規定がつけ加わる。……暴力でわがものにするのでなく、……彼らは所有者として、すなわちその意志が自己の商品をつらぬいている人間として、たがいに承認しあうのである。」<sup>(73)</sup>

以上をまとめて『要綱』はいう。

第一。自由、平等とは、資本制生産の下では、単に「表面的な過程 (oberflächliche Prozeß)」<sup>(74)</sup>である。

第二。それは、資本制の「深部においては (in der Tiefe)」表面的には存在していたように見えたものさえ消滅する。「その深部においてはまったく別の過程がおこなわれ、そこでは個人のこうした見せかけの平等および自由は消失するように見える。」<sup>(75)</sup>このように言えば、あるいは、商品生産から剰余価値生産への対象移動、論理の上向において、自由、平等はその存在から非存在へと転化するように見える。しかし、次には、商品経済の次元においてもすでにその内実は、自由、平等とは相容れないことが示される。

第三。再度、商品・貨幣関係に立ちもどり、すなわち「深部」に対するに「表層」にもどり、しかし単なる個人、人間、人格ではなくて、商

(72) a. a. 0, s. 153, 前出, II, 161頁。

(73) Ebenda, s. 155, 同上, 163頁。

(74) Ebenda, s. 159, 同上, 167頁。

(75) Ebenda, s. 159, 同上, 167頁。

品生産関係に目を向けるならば、商品生産者はいずれも、交換を通じて実現すべき、他人のための使用価値を生産するという関係、したがってまた、他人のための使用価値に転成するかぎりにおいて、自らは「等価物」を獲得するという関係、ある意味ではそのような強制法則によって規制されており、またそのようなものとしての交換価値を生産することには、労働の内容自体が制限されており、自由、平等はその逆の強制、制限となる。「最初から交換価値の前提は、生産過程全体の客観的基礎として、それ自身のうちにすでに個人にたいする強制をふくんでいる……個人はもはや交換価値を生産するものとしてしか存在しないのであり、したがって彼の自然的存在の全的な否定 (die ganze Negation seiner natürlichen Existenz) がすでにふくまれて」<sup>(76)</sup>いる。

自由・平等は、その言葉の素朴な意味において、半ば常識に属するものとして定着している。『要綱』等は、そのようないわゆる常識を念頭におきつつ、意識的にこの言辞を読者の眼前に投げ返し、経済的内実をもたないものとして、その空洞化をはかったものであろう。

「商品・貨幣＝単なる流通界・十全なる至福」, 「資本・賃労働＝十全なる悪」という、この一対の相互に対立しつつ、表裏一体のものとして結びつけられたシェーマに対して、一面、商品・貨幣関係に自由・平等なる言辞を与えてもよいような表層的一断面が存在することを認めつつ、他面では、商品・貨幣関係自体に、資本関係とその特質を共有する、終始同一の対象たる資本制の矛盾を見ていたといえよう。古典探索の最後に、以上の内容を鮮明に印した『要綱』「原初稿の断片」中の一文を再録しておこう。「交換価値の制度、さらには貨幣制度は、なるほど自由と平等の制度である。しかしより深い発展をとげたばあいに現れる矛盾は、この所有と自由と平等自体の内在的矛盾であり、錯綜である。( sind immanente Widersprüche, Verwicklungen dieses Eigentums,

---

(76) Ebenda, s. 159, 同上, 167-68頁。

Freiheit und Gleichheit selbst)<sup>(7)</sup>」

### おわりに

以上、転化論研究史において、一つの流れを形成していた、商品経済からの発生史的転化論、貨幣滞留→商人資本→金貨資本→産業資本という系列でといた宇野氏の所説、単純商品生産社会(両極分解)→資本制生産という系列でといた大島氏の所説、これらを意識しつつ若干の検討を行ってきた。今その跡をふりかえるとき、とりわけ尾崎氏の言及する所を通り抜け、古典探索を試みたところからひろいだせる示唆は以下のものであろう。

(1) 『資本論』等が対象としたものは、終始同一のもの=資本制生産様式であり、いま商品・貨幣経済と資本との関係についてみれば、資本制における、一般的土台およびその上で運動する主体という内容であり、したがって転化論は同一対象の一断面である。

(2) 転化論の端初は、商品一価値を商品論から継承し、それを一過性のものではなく、「保存+増加」するものとして定置すること、貨幣と商品との断えざる相互補完と継起する関係を、理論の世界に再現することにある。

(3) 価値の「保存+増加」、すなわち「資本」は、商品の使用価値そのものに質的区別を導入し、商品を労働生産物商品と労働力商品に具体化し、労働生産物商品を商品そのものではなく、その一種差の位置に転落させ、よって貨幣と労働力商品の相対、購買=販売という事実を理論上抽出してくることによって与えられる。同時にまた、ここに二重の自由の検討が不可欠である、その根拠がある。なぜなら、二重の自由を曖昧にしておく限り、賃労働は商品としての統一的規定にいたらず、したがって転化をとくことも不可能となる。

---

(7) Ebenda, s. 916, 同上, V, 1037頁。傍点は引用者。なお訳文は一部変えられている。

(4) 自由, 平等なる転化論中の文言, その内実は正反対のものであり, 商品=販売の強制とその成就の不確実性という等式に還元して把えなければならぬ。

はじめに, 転化論を商品論との関係でいかに位置づけるかが転化論把握の一基準であるとした。ささやかな検討を経てきた今, この基準の可否について何らかの内容が与えられておれば幸いである。

昭和56年3月11日脱稿